

日本カプセル内視鏡学会会員各位

今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に関して、国・厚労省の方針や各施設の状態等を考慮した対応が求められ、また日本消化器内視鏡学会から消化器内視鏡診療についての提言が出されております。そのような状況において、カプセル内視鏡は被験者自らが嚥下し自己排泄するディスポーザブルタイプの内視鏡で医療感染のリスクが低いことから、大腸内視鏡の代わりに大腸用カプセル内視鏡（大腸カプセル内視鏡）を実施する施設が増加しています。

カプセル内視鏡は通常の内視鏡と異なる独自の前処置や読影方法があるため、日本カプセル内視鏡学会は以前より認定制度を設け、カプセル内視鏡セミナーや e ラーニングの受講、認定施設での読影実績の提出を必須とし、カプセル内視鏡診療レベルの向上に努めております。

カプセル内視鏡未経験者が十分な知識や経験がないまま、安易に大腸カプセル内視鏡を行うことは、カプセル内視鏡の滞留などの偶発症の発生や病変の見落としにつながる危険性があります。また、大腸カプセル内視鏡の保険適用については従来の保険適用に加え、2020年4月より以下に示すように新たにウ①②が追加されましたが、大腸疾患が既知または疑われるすべての患者で大腸カプセル内視鏡が使用できるわけではありません。

以上の点をご周知頂き、大腸カプセル内視鏡の適正な使用を宜しくお願い申し上げます。

令和2年度診療報酬改定（2020年3月5日告示）

D313 大腸内視鏡検査 2 カプセル型内視鏡によるもの

(2) 「2」のカプセル型内視鏡によるものは以下のいずれかに該当する場合に限り算定する。

ア 大腸内視鏡検査が必要であり、大腸ファイバースコープを実施したが、腹腔内の癒着等により回盲部まで到達できなかった患者に用いた場合

イ 大腸内視鏡検査が必要であるが、腹部手術歴があり癒着が想定される場合等、器質的異常により大腸ファイバースコープが実施困難であると判断された患者に用いた場合

ウ 大腸内視鏡検査が必要であるが、以下のいずれかに該当し、身体的負担により大腸ファイバースコープが実施困難であると判断された患者に用いた場合

①以下の（イ）から（ハ）のいずれかに該当する場合

（イ） 3剤の異なる降圧剤を用いても血圧コントロールが不良の高血圧症（収縮期血圧160mmHg以上）

（ロ） 慢性閉塞性肺疾患（1秒率70%未満）

（ハ） 6か月以上の内科的治療によっても十分な効果が得られないBMIが35以上の高度肥満症の患者であって、糖尿病、高血圧症、脂質異常症又は閉塞性睡眠時無呼吸症候群のうち1

つ以上を合併している患者

(二) 左室駆出率低下 (LVEF 40%未満)

②放射線医学的に大腸過長症と診断されており、かつ慢性便秘症で、大腸内視鏡検査が実施困難であると判断された場合。大腸過長症は S 状結腸ループが腸骨稜を超えて頭側に存在、横行結腸が腸骨稜より尾側の骨盤内に存在又は肝彎曲や脾彎曲がループを描いている場合とし、慢性便秘症は Rome IV 基準とする。また診断根拠となった画像を診療録に添付すること。

(4) 「2」のカプセル型内視鏡によるものは、消化器系の内科又は外科の経験を5年以上有する常勤の医師が1人以上配置されている場合に限り算定する。なお、カプセル型内視鏡の滞留に適切に対処できる体制が整っている保険医療機関において実施すること。